

令和4年9月定例会 意見書一覧表

件名	提出者	賛成者
〔発議第6号〕 2023年度国家予算編成における教育予算確保・拡充、就学支援の充実に向けた意見書提出について (令和4年9月16日 採択)	佐藤武志	平山光生 阿部隆弘 吉田貫一 松村康弘
〔発議第7号〕 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書提出について (令和4年9月16日 採択)	山口雄彦	安藤美佳 宗形一輝 高橋善貞 黒川静夫 佐野弥奈美

発議第6号

2023年度国家予算編成における教育予算確保・拡充、
就学支援の充実に向けた意見書提出について

2023年度国家予算編成における教育予算確保・拡充、就学支援の充
実に向けた意見書を、中標津町議会会議規則第14条第2項の規定によ
り別紙のとおり提出する。

令和4年9月16日提出

中標津町議会議長 後 藤 一 男 殿

提出者 中標津町議会議員 佐 藤 武 志

賛成者 中標津町議会議員 平 山 光 生

中標津町議会議員 阿 部 隆 弘

中標津町議会議員 吉 田 貫 一

中標津町議会議員 松 村 康 弘

2023 年度国家予算編成における教育予算確保・拡充、 就学支援の充実に向けた意見書

義務教育費国庫負担制度は、地方自治体の財政状況に左右されずに教職員を安定的に確保するために、教職員の給与の一部を国が負担する制度である。この制度における国の負担率が $1/2$ から $1/3$ に変更された。教育の機会均等を確保するためにも、国の責任において義務教育費国庫負担制度を堅持し、国の負担率を $1/3$ から $1/2$ に復元することが重要である。

また、子どもたちへのきめ細やかな教育を実現するためには、教職員定数を抜本的に改善することによる少人数学級の実現と教職員の超勤・多忙化解消は不可欠である。「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、小学校において段階的に 35 人以下学級が実現しており、現在小学 3 年生まで適応されている。このことは評価するが、中学校・高校については「検討」にとどまっている。

また、実現のための教職員については、これまで加配として各自治体に措置されていた人数を基礎定数化することなく、早急に「30 人以下学級」を実現し、教育の充実を図ることが必要である。

さらに、新型コロナウイルス感染症に関わる児童・生徒への十分な対策が求められる。

これらのことから、国においては下記の項目について実現されるよう強く要望する。

記

- 1 義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率を $1/2$ に復元すること。
- 2 「30 人以下学級」の早期実現に向けて、小学校 1 年生～中学校 3 年生の学級編制基準を順次改定すること。
また、地域の特性にあった教育環境・教育活動の推進、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するため、計画的な教職員定数改善による実質的な教職員増の早期実現、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置の実現のため、必要な予算の確保・拡充を図ること。
- 3 文部科学省の 2021 年 12 月の「就学援助実施状況等調査」では、要保護・準要保護率は全国で 14.52% (7 人に 1 人)、北海道においては全国で 8 番目に高い 18.30% (5 人に 1 人)、本町では、前年より 15 名減少しているが、236 名で 12.88% (8 人に 1 人) となっている。

国の責任において就学援助制度の堅持、教育予算の十分な確保・充実、さ

らに新型コロナウイルス感染症に関わる心のケアや学習環境に必要な支援を行うこと。

- 4 教職員の超過勤務実態の解消に向け、現場の声を反映した実効性のある対策を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月16日

北海道中標津町議会議長 後 藤 一 男

【提出先】 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣
財務大臣 文部科学大臣 内閣府特命担当大臣（地方創生）

発議第7号

国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書
提出について

国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書を、中標津町議会議規則第14条第2項の規定により別紙のとおり提出する。

令和4年9月16日提出

中標津町議会議長 後 藤 一 男 殿

提出者 中標津町議会議員 山 口 雄 彦

賛成者 中標津町議会議員 安 藤 美 佳

中標津町議会議員 宗 形 一 輝

中標津町議会議員 高 橋 善 貞

中標津町議会議員 黒 川 静 夫

中標津町議会議員 佐 野 弥奈美

国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書

北海道は、豊かで美しい自然環境に恵まれ、広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食を強みに我が国の食料供給を担うとともに、本道特有の歴史・文化や気候風土などを有しており、こうした独自性や優位性を生かしながら、将来にわたって持続可能な活力ある北海道の実現を目指している。

こうした中、道路を取り巻く環境は、激甚化・頻発化する自然災害や日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震等のリスク増大のほか、今後一斉に更新期を迎える橋梁など道路施設の老朽化、通学路における交通事故の発生など、様々な課題を抱えている。

今後は、北海道の強みである「食」や「観光」に関連する地域（生産空間）が持つ潜在力が最大限発揮されるよう、平常時・災害時を問わない北海道を支える基盤の確立に向け、安定的な物流・人流の確保・活性化に資する広域道路ネットワークの早期形成や機能向上が必要不可欠である。加えて、積雪寒冷地の安定的な除排雪の体制確保など、冬期間の住民の安全・安心を図ることが必要である。

そのため、地方財政が依然として厳しい状況の中においても、国と地方の適切な役割分担のもと、道路整備・管理に必要な予算を安定的かつ継続的に確保することが重要である。

よって、国においては、国土の根幹をなす高規格道路から国民の日常生活に最も密着した市町村道に至る道路ネットワークの計画的・体系的整備の必要性や、ポストコロナを見据えた物流・観光をはじめとする経済回復に資する道路の重要性などを踏まえ、より一層の道路整備の推進や維持管理の充実・強化に向けて、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 道路の整備・管理が長期安定的に進められるよう、道路関係予算の所要額を確保すること。
- 2 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を計画的に進めるために必要な予算・財源を確保するとともに、継続的・安定的に国土強靱化の取組を進めることが重要であることから、5か年加速化対策後も予算・財源を通常予算とは別枠で確保し継続的に取り組むこと。
- 3 新広域道路交通計画に基づき、高規格道路については、着手済み区間の早期開通、未着手区間の早期着手及び暫定2車線区間の4車線化といった機能強化を図ること。また、高規格道路と並行する国道とのダブルネットワークの構築や道路の防災対策を図ること。
- 4 橋梁、トンネル、舗装等の老朽化対策を推進するため、点検・診断・補修な

どのメンテナンスサイクルを確立し、予防保全を含む戦略的な維持管理・更新事業を行うための技術的支援の拡充を図ること。

- 5 地域の安全な暮らしや経済活動を支える基盤づくりのため、通学路の交通安全対策などの道路整備や除排雪を含む年間を通じた維持管理の充実が図られるよう、必要な予算を確保すること。
- 6 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 4 年 9 月 1 6 日

北海道中標津町議会議長 後 藤 一 男

【提出先】 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣
財務大臣 国土交通大臣 国土強靱化担当大臣